



その他の事例

CASE

01

幼児の通える教育・保育施設の選択肢が増えます。

(幼児教育・保育を一元化した総合施設の導入)

規制改革前

幼児の教育施設として幼稚園が、保育施設として保育所が整備されていますが、総合的なサービスの提供等、地域や利用者の多様なニーズを満たす環境は十分ではありませんでした。

規制改革後

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設が導入されることとなりました。2005年度にモデル事業を実施し、2006年度から本格実施の予定です。

規制改革の効果

幼稚園、保育所に加え、教育・保育を一体的に実施するための新しいサービスの選択肢が広がることで、地域や保護者の多様なニーズに合致したサービスを受けることができる環境が整います。

現行制度

	幼稚園	保育所
所管省庁	文部科学省	厚生労働省
対象幼児・対象児童	3歳以上の入園を希望する子ども	保育に欠ける子ども
教育内容・保育内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針
教育時間・保育時間	1日4時間が標準	1日11時間を原則
長期休業	夏休み、春休み	夏休み、冬休みは無い
職員資格	幼稚園教諭	保育士

総合施設

教育・保育を一体的に実施

就学前の全ての子どもを対象